

岩手沿岸南部広域環境組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例

平成 18 年 4 月 21 日
条 例 第 9 号

改正 平成 19 年 3 月 30 日 条例第 3 号 |

平成 20 年 12 月 1 日 条例第 3 号 |

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 292 条において準用する同法第 203 条、第 203 条の 2 第 4 項及び第 204 条第 3 項の規定により、管理者、副管理者、監査委員及びその他地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。)第 3 条第 3 項第 2 号に定める職員(以下「特別職の職員」という。)の受ける報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬の種類及び額)

第 2 条 特別職の職員の受ける報酬は年額又は日額とする。

2 報酬の額は、法第 3 条第 3 項第 2 号に定める職員を除き、別表のとおりとする。

3 法第 3 条第 3 項第 2 号に定める職員の報酬の額は、釜石市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和 30 年条例第 13 号)別表第 1 に掲げるその他条例等に基づき設置された委員会の委員の報酬の額を適用する。

(報酬の支給方法)

第 3 条 年額の報酬を受ける特別職の職員の報酬は、毎会計年度支給するものとし、会計年度の途中において職員となり、又は職員でなくなったときは、その年度の在職月数(1 月未満の端数のあるときは、1 月とする。)を基礎として支給する。

2 前項の報酬は、毎年 3 月にこれを支給し、その支給方法については、一般職の職員の例による。

3 日額の報酬を受ける特別職の職員の報酬は、勤務のため出席した都度支給する。

(費用弁償)

第 4 条 特別職の職員が職務のため旅行したときは、その費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の費用弁償の額及び支給方法は、釜石市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和 30 年釜石市条例第 13 号)に規定する特別職の職員に支給する額とし、支給方法については同条例の規定を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日条例第 3 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 12 月 1 日条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

名称		報酬年額
管理者		35,000 円
副管理者		29,000 円
監 査 委 員	岩手沿岸南部広域環境組合議会の議員のうちから選任された委員	20,000 円
	知識経験を有する者の中から選任された委員	29,000 円